

## 東京都

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指年 月日	区域変更 年月日	備考
2010010		泉津	センス	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○			S26.7.10	H2.8.18	離島
2010020		差木地	サキジ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○			S30.10.21	H1.4.17	離島
2010030		野増	ノシ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○			S27.6.23	H2.8.18	離島
2010040		元町	モマチ	1	大島町(大島)	東京都	元町		○	○		S26.7.10	S63.12.17	離島
2010050		岡田	オカ	1	大島町(大島)	東京都	伊豆大島		○	○		S27.7.29		離島
2010060		羽伏	ハブシ	1	新島村(新島)	東京都	にいじま					S27.7.29	H26.5.29	離島
2010070		若郷	ワカウ	1	新島村(新島)	東京都	にいじま		○			S27.6.23		離島
2010080		野伏	ノブシ	1	新島村(式根島)	東京都	にいじま					S26.7.10	H2.7.2	離島
2010090		小浜	コハマ	1	新島村(式根島)	東京都	にいじま					S27.6.23	S52.2.24	離島
2010100		大久保	オオクホ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三宅島			○		S27.7.29	H2.7.2	離島
2010110		湯の浜	ユノハマ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三宅島					S30.10.21	H1.10.25	離島
2010120		伊ヶ谷	イガヤ	1	三宅村(三宅島)	東京都	三宅島					S27.6.23	H16.7.16	離島
2010130		出鼻	デバナ	1	八丈町(八丈島)	八丈町	八丈島					S29.10.30		離島
2010140		洞輪沢	ホラワザワ	1	八丈町(八丈島)	東京都	八丈島		○			S27.6.23	H2.8.18	離島
2010150		中ノ郷	ナカノウ	1	八丈町(八丈島)	東京都	八丈島					S27.6.23		離島
2010170		ナツマド	ナツマド	1	八丈町(八丈島)	八丈町	八丈島					S27.6.23		離島
2020010		坪田	ツボタ	2	三宅村(三宅島)	東京都	三宅島					S26.7.10		離島
2040010		阿古	アコ	4	三宅村(三宅島)	東京都	三宅島		○			S26.7.10	H27.3.26	離島
2040020		神湊	カミナト	4	八丈町(八丈島)	東京都	八丈島		○	○		S26.7.10	S52.11.30	離島
2040030		八重根	ヤエネ	4	八丈町(八丈島)	東京都	八丈島		○	○		S26.7.10	H10.5.8	離島
2040040		三浦	ミウラ	4	神津島村(神津島)	東京都	神津島	2				S30.10.21	S53.7.8	離島
2040050		二見	フタミ	4	小笠原村父島	東京都	小笠原島					S45.6.15	H27.3.26	
2040060		母島	ハハジマ	4	小笠原村母島	東京都	小笠原母島					S63.3.31	H27.3.26	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。